

意見書

年 月 日

相模原市長

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

住所又は所在地

(電話番号及び団体にあつては担当者名)

次の店舗について大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、裏面のとおり意見を提出します。

店 舗 名 称 (案件番号)

所 在 地

届出の種類

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の提出について

1 意見書の提出制度について

- 大規模小売店舗立地法 (以下「法」といいます。) では、大型店の設置者から提出された店舗の新設、変更の届出に対して、設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項について意見のある方は、市へ意見書を提出することによって、意見を述べることができます。(法第 8 条第 2 項)
- 市は、提出された意見に配慮しつつ、指針を勘案して届出 (法第 6 条第 1 項の届出並びに市が軽微な変更と認めた法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項又は第 3 項の届出を除く。) に対する市としての意見を決めることとなります。(法第 8 条第 4 項)

2 意見書の公告・縦覧について

- 提出いただいた意見書は、その概要を公告します。また、意見書は公告の日から 1 か月間縦覧に供されます。(法第 8 条第 3 項)
- 提出いただいた意見の中に個人情報に関する事項、または、公序良俗に反する事項が含まれている場合は、市の判断により、意見の全部又は一部を公告、縦覧しないこともありますのでご了承ください。

3 意見書の提出先等について

- 提 出 先 : 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
相模原市環境経済局経済部商業観光課
- 提 出 期 限 : 意見を述べようとする届出の公告がされてからから 4 か月以内

◎ この面に記載された個人情報は、法第 8 条第 3 項の規定による縦覧及びその後の行政資料としての市民等への情報公開の際、非公開となります。

(継続用紙)

No. _____

店 舗 名 称		案 件 番 号	
所 在 地			
届 出 の 種 類			
(意見又は理由の続き)			